

松江市告示第 467 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経て市内の字の区域を廃止したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この処分の効力は、松江市中尾土地区画整理事業施行区域内について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生じる。

令和 3 年 7 月 20 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市下東川津町の字を廃止する区域

町	字	地 番
下東	亀尻	501 番 1、501 番 2、502 番、502 番 1
川津	塚田	503 番 1、503 番 2、504 番 1 から 504 番 3 まで、505 番、506 番 1
町	二丁越	508 番 1 から 508 番 6 まで、508 番 8 から 508 番 13 まで
	中坪	509 番 1 から 509 番 4 まで、510 番 1 から 510 番 3 まで、510 番 5 から 510 番 8 まで
	京田	473 番 1、474 番 3、483 番 1、484 番 1 から 484 番 3 まで、485 番 1、485 番 3、486 番 1 から 486 番 3 まで、486 番 7 から 486 番 9 まで、487 番 1 から 487 番 6 まで、487 番 10 から 487 番 15 まで、488 番 1 から 488 番 6 まで、489 番 1、489 番 2、490 番 1 から 490 番 4 まで、491 番 1 から 491 番 4 まで、492 番 1、492 番 6、492 番 7

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部

（ただし、上記地番は令和 3 年 3 月 23 日現在のものである。）